

遺伝子組換えパパイヤについてのこれまでの経緯

- 2006年1月26日 厚生労働大臣が食品衛生法第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、「パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統」の食品健康影響評価について食品安全委員会の意見を求める
- 2006年2月2日 第129回食品安全委員会（要請事項説明）
ハワイパパイヤ協会より申請のあったパパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議するとされた。
- 2006年2月27日 第37回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2008年3月17日 第60回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2009年5月19日 第70回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2009年5月28日 第287回食品安全委員会（報告）
専門調査会から報告され、審議、了承された。国民からの意見・情報の募集に着手することとなった。
- 2009年5月28日～6月26日 パブリックコメントの募集
- 2009年7月6日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2009年7月9日 第293回食品安全委員会（報告）
食品安全委員会から「パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断し、その旨を厚生労働大臣へ通知

（参考）

※食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会 遺伝子組換え食品等評価書より以下の事項を総合的に判断し、アレルギー誘発性を示唆するデータがないことを確認。

1. 挿入遺伝子の供与体のアレルギー誘発性
2. 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性
3. 遺伝子産物（タンパク質）の物理化学的処理に対する感受性に関する事項
 - ①人工胃液に対する感受性
 - ②人工腸液に対する感受性
4. 遺伝子産物（タンパク質）と既知のアレルゲンとの構造相同性に関する事項